第14巻第4号<通巻75号> 平成16年（2004年）9月30日発行

ISSN 0917-821X

緑の地球

75

Vol.14-4

一般財団法人
国際緑化推進センター

第36回ITTO理事会、日本が資金拠出の分担協力を要請

国際熱帯木材機関（ITTO）の第36回理事会が7月20日～23日、スイスのインターラーケンで開催され、熱帯木材生産国と消費国の計59ヵ国1地域の政府代表、国際機関、木材業界団体、NGOなどが参加した。

今回の理事会では、①ITTOプロジェクトの形成・審査・評価に関する改善措置、②持続可能な木材生産・貿易との関連における森林法の施行、③森林法と統治、違法伐採とそれに関連する貿易（市民社会諮問委員会と貿易諮問委員会による公開討論）、④持続可能な森林経営の基準・指標などが主な議題となった。

この中で③については、熱帯林に関する基礎データ整備、データの質の向上、法律・規制の見直し等の必要性とともに、合法的伐採・関連貿易の促進のために、国際的取組に加え、国家・地域規模の取組の重要性が上げられた。日本は、違法伐採対策強化のための税関職員の訓練などへの財政支援を表明した。

このほか理事会ではプロジェクト等の承認を決議。日本は19のプロジェクトについて計337万ドル余りの拠出を決定した。一方、今後の協力について、日本は財政赤字を背景に従来通りの拠出水準維持は困難と説明。責任の共有を求めて、中国など未だ任意拠出を行っていない加盟消費国に拠出を促した。

また理事会に引き続き、26～30日、ジュネーブで国際熱帯木材協定（ITTA）第1回改定交渉が開かれた。

小規模吸収源CDMに関する技術的協議で進展——SBSTA20

気候変動枠組条約第20回補助機関会合（SBSTA20）が6月16日～25日、ドイツのボンで開催され、条約締約国161ヵ国、国際機関、NGO等から1300名余が参加した。

今回の会合では、同条約第10回締約国会議（COP10）を本年12月6日～17日にアルゼンチンのブエノスアイレスで開催することが合意されたほか、京都議定書の実施に向けた技術的協議が精力的に進められた。この中で、小規模吸収源CDMのルールや手続きの簡素化について主要な論点で一定の合意に達し、未合意部分についてはCOP10での採択に向け次回会合で継続協議することとなった。（本誌3～4頁に詳細記事）

また、途上国支援や国別報告、温室効果ガス排出・吸収目録、研究観測など条約の着実な実施に関する方法論についても議論の進展があった。さらに気候変動への「適応」（海面上昇に伴う堤防建設など気候変動影響への対応）と「緩和」（温室効果ガス排出削減・吸収増加）に関する科学的・技術的及び社会経済的側面の議題を新たに加え、次回会合でさらに意見交換していくことになった。

来年度の林野庁概算要求での国際林業協力関係は4億3500万円

平成17年度の林野庁関係（一般会計）予算の概算要求額は5005億3000万円で、対前年度予算比114％となった。内容では特に、地球温暖化防止森林吸収源対策の第2ステップが17年度から始まることから、同対策を強力に推進する事業を重点に置いた。

このうち国際林業協力関係の要求額は4億3500万円で対前年度比100％。うち政府開発援助（ODA）は4億2400万円（対前年度比100％）。これに農林水産省大臣官房国際部計上の国連食糧農業機関（FAO）、世界銀行、国際熱帯木材機関（ITTO）への拠出金を含めた要求額は6億2800万円（同99・8％）、うちODAは6億1600万円（同99・7％）。

国際林業協力関係の新規事業は2件。一つは「国民参加海外森づくり事業」。市民やNGOなどの海外植林活動を促進するために情報提供を行うほか、国際ワークショップ開催などを通じた情報交換、小規模植林モデル林の造成、植林プロジェクト形成能力強化のための支援などを行う。事業実施主体は（財）国際緑化推進センター。5年間事業で、17年度の要求額は8400万円。

もう一つは「アジア・フロンティア森林協力地域戦略プラン策定基礎調査事業」。アジア地域において日本がこれまで十分な森林林業協力を行ってこなかった国々を対象に、将来的な協力の可能性を調べてプラン作りの基礎とする調査を行う。対象には、▼東チモール、アフガニスタンなど戦後復興地域▼イラン、パキスタンなど西アジア地域▼旧ソ連の中央アジア諸国など新興経済発展地域が含まれる。実施主体は（社）海外林業コンサルタンツ協会。5年間事業で17年度は1500万円を要求。

JICA、フィリピンで森林管理協力プロジェクトを開始

国際協力機構（JICA）が6月、「フィリピン地域住民による森林管理プログラム強化計画」を開始した。2009年6月までの5年間事業で、日本側協力機関は林野庁、フィリピン側実施機関は環境天然資源省。

フィリピンでは、国土の半分を占める公有林野に全人口の13％を占める870万人が居住している。また、過伐、山火事、農牧地への転換などから多くの森林が減少して草地化し、自然災害の多発を招いている。

フィリピン政府は95年、「地域住民による森林管理プログラム」を国家戦略として打ち出した。住民組織が25年間契約で公有林野の管理を行うとともに土地を有効利用できる制度だが、資金・技術の不足などから十分な実績に至っていない。

今回のプロジェクトは、フィリピン政府の要請を受け同プログラムを促進するための技術協力を行うもの。モデル地を通じ、住民組織および関係機関職員の能力強化、森林管理活動のモニタリング・評価、プログラム改善のための提言策定などを行う。

アジア森林パートナーシップ強化に向けた会合開催

アジア森林パートナーシップ（AFP）の強化を図るための地域ワークショップが8月30日～9月1日、インドネシアのジョグジャカルタで開催された。インドネシア林業省の主催、ITTOの後援。参加したのは、アジア・欧米・アフリカ諸国17ヵ国、4国際機関のほかNGO、研究機関、産業界から計約150名。

ワークショップでは、日本による違法伐採問題などに対する取組や米国等が主導するコンゴ流域森林パートナーシップの取組などが紹介されたほか、AFPの機構強化に向けてアジア地域内の他の様々な取組との協調や連携、産業界等からの参加促進などに取り組むことを決めた。

また、AFPの主要課題である違法伐採対策、森林火災予防、荒廃地の復旧・再植林に関し議論が行われ、違法伐採対策では、一部パートナーが開始している合法性基準の検討など取組の作業計画に関する進捗状況が報告された。（本誌5～6頁に詳細）

●75号——目次●

国際緑化ニュース …… 1
SBSTA20における小規模CDM植林に関する議論の概要…… 3
アジア森林パートナーシップ地域ワークショップの結果概要 ……5
トピックス……7
NGO紹介＜ブリッジエーシアジャパン＞……8
プロジェクト追跡 …… 9
＜ヒマラヤ保全協会：ネパールおける森林保全事業＞
ワールドレポート＜ヨルダン＞ ……11
センターの活動／その他の情報／基金へのご協力…… 13

表紙写真：砂漠に挑む——中国寧夏回族自治区の植林プロジェクト地。当地では1989年以来、日本の協力のもと砂漠緑化の調査・研究・植林に取り組み、植林による流動砂丘の固定化に大きな成果を上げている　＜写真提供／国際緑化推進センター＞

特集

気候変動枠組条約第20回補助機関会合（SBSTA20）における小規模CDM植林に関する議論の概要

林野庁計画課 調査官 赤木利行

昨年12月にイタリアのミラノで開催された気候変動枠組条約第9回締約国会議（COP9）で、クリーン開発メカニズム（CDM）植林の手続き等に関する枠組が合意されたが、その中で、低所得層コミュニティーの参画による小規模なCDM植林については、経費削減の観点から方法論や手続きを簡素化する方向でCOP10に向けて検討することが決められた。このため今次補助機関会合（SBSTA20＝科学上及び技術上の助言に関する補助機関第20回会合：6月16日～25日にドイツのボンで開催）において、小規模CDM植林の方法論や手続きの簡素化に関し議論が行われた。

以下、その概要について報告する。

会議の概要

SBSTA20には、気候変動枠組条約締約国161ヵ国の代表団をはじめ、国際機関やNGO等からのオブザーバーも含め、全体で1300名を超える参加者が集まった。わが国からも外務省、環境省、経済産業省、林野庁等から30名を超える参加国中最大規模の代表団が組まれた。

今次会合は、ロシアの京都議定書批准問題が不透明な中、気候変動枠組条約発効後10周年の節目を迎えるCOP10に向けて、全体のモメンタムを失わずさらに体制を強化していくべきとの共通認識の下、精力的な議論が行われ、一定の成果が上がった。また、京都議定書上、第二約束期間（2013年以降）の議論を2005年中に開始する旨規定されていることから、COP10を次期交渉をにらんだ予備的・分析的な議論着手の好機とみるとの認識が示された。

その中で森林分野については、小規模CDM植林の枠組をはじめ、第一約束期間の森林等吸収量の報告様式及び伐採により生産された木材の製品（HWP）の取扱い等につき活発な議論が行われ、それぞれ一定の進展が図られた。

小規模CDM植林の議論の概要

1. 総論

議論はコンタクトグループ（関心国による協議）をベースに行われ、また、議長にはブラジル環境省のクルーグ課長が選ばれた。植林CDMに対して後ろ向きなブラジルからの議長選出に若干の不安はあったが、彼女の中立的な議事進行や根回しの良さが功を奏したか、各国間の意見の対立や多様性が多くあったものの、昨年末の徹夜会合のような事態には至らなかった。わが国もコンタクトグループの主要メンバーとして友好国と連携を図りながら、対処方針に沿って積極的に主張を行った。

小規模CDM植林は、京都メカニズムの中で途上国の低所得者層が参加できる唯一のスキームであり、そのためには手続き等を簡素化し、実施経費をできるだけ少なくすることが必要との共通認識はフロアーに広がっていた。だが各論になると、地球温暖化防止の観点で吸収源対策に懐疑的な見方をしている欧州諸国や、一定期間土地利用等の制限を受けることに懸念を抱く中国、ブラジル等の一部途上国から、小規模であってもある程度厳密かつ科学的な取扱いをすべきとの意見が多く出された。そこで、SBSTAでは一定のガイダンスを示し、ベースラインやモニタリング、リーケージ等については、CDM理事会にその具体的な方法論の検討を委ねる結果となった。

最終的には交渉時間の関係で、バンドリングに関連した部分などが調整未了のまま交渉テキスト案としてまとめられ、年末のSBSTA21に議論が持ち越された。主要論点に関する交渉結果は次のとおり。

2. 主要論点の交渉結果

●ベースライン

ベースラインとはCDM事業がなかったと仮定した場合の二酸化炭素の吸収量（排出量）であるが、プロジェクト境界内で顕著な炭素蓄積の変化が起こらないことを示せる場合には、現存する炭素蓄積をベースラインとみなし、クレジット期間中その値は一定とする。一方で、顕著な変化が想定される場合には、理事会において検討される草地、農地、湿地、居住地の4タイプについて開発される簡素化されたベースライン方法を活用する。

ドイツのボンで開催されたSBSTA20

●モニタリング

ベースラインのモニタリングを行う必要はない。理事会はCOP11での検討のため、簡素化されたモニタリング方法を開発する。また、適切な場合にはタイプごとに異なった方法を示すとともに、現実純吸収量の測定を容易にするために必要に応じて既定値を開発する。

また、モニタリングの対象から一つ以上の炭素プールを除外可能とするために、簡素法を理事会で検討する。

●バンドリング

バンドリングとは、手続き簡素化のため細規模な事業をまとめて一つの事業とすることをいう。このため、大規模なプロジェクトを細分化して小規模CDMのルールを適用するといった偽装行為を排除する意味で、複数の事業が同一参加者によって実施され、それぞれの登録時期が2年以内に行われ、また、それぞれの箇所の最短距離が1キロメートル以内の事業についてはバンドリングできない。ただし、テキスト中のバンドリングの記述全体は、調整の結果未合意となった。

●リーケージ

CDM事業を実施することにより生じるプロジェクト境界外での影響（排出）をいう。プロジェクト実施により各種活動や人を境界外に追い出すことがないことを示せる場合、または境界外での活動を引き起こさない場合には、排出量の増加があったとしても計測は不要である。ただし、それ以外の場合には計測が必要であり、理事会で計測のためのガイドラインを開発する。

●環境・社会・経済的影響分析

環境及び社会・経済的影響の分析を実施する。顕著なマイナス影響がある場合には、規模に応じた評価等を実施する。

今後の展開

技術移転や能力構築など、小規模植林CDM事業の促進策については、時間の関係から十分な議論ができなかったこともあり、各国からの意見をまとめた上で事務局が次回SBSTAに向けて文書を作成することとなった。

COP10及びSBSTA21は、今年12月6日から17日にかけてアルゼンチンのブエノスアイレスで開催される予定であり、今次会合で議論が収束しなかったバンドリングの取扱いやCDM植林事業の促進策等について議論が行われ、最終的に決議文が採択される予定である。

また、CDM植林の具体的な方法論等に関しては、昨年末に合意された枠組に沿って7月に設置された専門家からなる植林ワーキンググループ（WG）で精力的に議論されることとなる。

おわりに

今年末には、小規模を含めたCDM植林の枠組全体が決定する。今後は方法論や手続きといった実施面でのルールづくりが、WGで精力的に進められることとなる。わが国としては、温室効果ガスの削減目標達成のために、ルールに則っていかに実際のCDMプロジェクトをスタートさせるかが大きな課題である。そのためには具体的な方法論等についてわが国が先駆けて提案するなど、積極的な貢献をしていく必要がある。

我々としては、今後とも関係機関や産業界、さらにはNGO等の意見を十分に聴きながら、削減目標達成のため、CDM植林の推進に全力で取り組んでいきたい。

●アジア森林パートナーシップ（AFP）地域ワークショップ

AFP強化を目指し市民社会・産業界の参加促進へ

林野庁木材貿易対策室 課長補佐　大沼 清仁

8月30日から9月1日まで、インドネシア共和国のジョグジャカルタにおいて、「アジア森林パートナーシップ（AFP）の強化を図るための地域ワークショップ」が開催された。ワークショップには、アジア・欧米・アフリカ諸国17ヵ国、4国際機関をはじめ、多数のNGO、研究機関、産業界等から約150名の参加があった。わが国からは、市川一朗農林水産副大臣、松岡利勝衆議院議員、松下忠洋衆議院議員、田野瀬良太郎衆議院議員、西川京子衆議院議員のほか、政府関係者、研究機関、産業界やNGO等が出席した。

ワークショップ開催の背景

今回の地域ワークショップは、2003年5月にパナマで開催された第34回国際熱帯木材機関（ITTO）理事会で採択された「アジア森林パートナーシップの強化」に関する決議を受けて、日、米、豪、ノルウェー、フィンランドの拠出を得て、インドネシア林業省の主催、ITTOの後援として開催されたものである。

開会式及び基調講演

開会式では、ジョグジャカルタ特別州地域長官、ITTO事務局次長、市川一朗農林水産副大臣、インドネシア林業省森林保全・自然保護総局長より挨拶が行われ、ワークショップにおいてAFPの強化方策につき出席者間で積極的かつ建設的な議論が行われることへの期待が述べられた。市川農林水産副大臣からは、昨年6月に日本とインドネシア間で署名された違法伐採対策協力に関するアクションプランについて言及があり、アクションプランの実施に当たっては、AFPの枠組を活用して政府のみならず国際機関、市民社会とも連携した取組を行っていく考えが表明された。

開会式に続いて、松岡利勝衆議院議員・自由民主党「違法伐採対策検討チーム」座長が基調講演を行い、違法伐採は地球規模の環境保全に深刻な影響を与える大きな問題であるだけでなく、ルールを遵守した合法的な森林経営をも困難にする恐れがあること、このため、違法伐採対策検討チームにおいて早い段階からこの問題についての検討・対策を行ってきたことなど、同問題に対するわが国の強い関心と積極的な取組経緯を紹介した。

組織関連事項に関する討議

今回のワークショップの重要なテーマである組織関連事項については、事務局を務める国際林業研究センター（CIFOR）から、▼情報ネットワークに関してAFPホームページを立ち上げ、その充実を図っていること、▼ホームページを通じて各パートナー・オブザーバー間の連絡・情報交換等を促進したいことなどの説明があった。また、意思決定メカニズムに関しては、▼AFP実施促進会合が最高意思決定機関であること、▼主要パートナーはAFPの活動を促進し調整することを支援するが、それ以上の追加的権限を有するものではないこと、▼CIFORは情報共有分野におけるAFPの事務局業務を担うことなどが説明された。

資金の調達・管理に関しては、すべてのパートナーがAFPの活動支援のため、AFPの内外における公的（ODA・非ODA）及び民間の資金源を動員する努力を行うことが強調された。

AFPの拡大・強化のための手段に関しては、引き続き様々な主体、とりわけ市民社会がAFPのパートナーになることを奨励すること、AFPのパートナーになるためには何ら義務はなく、相互信頼に基づきいかなる主体もパートナーになることができることが強調された。

また、AFPの組織機構の強化に関し、インドネシア政府から、(a)AFPの第1フェーズが終了する2007年まで引き続きCIFORがAFPの情報交換事務局の任に当たること、(b)将来的に情報交換事務局に取って代わるAFP（常設）事務局をインドネシア林業省内に設置することを検討するための特別作業班を設け、本件をさらに検討すること、(c)各パートナーは、他のパートナーとも協力しつつ、「作業計画」の形で具体的な活動の提案を積極的に行うことが期待されること、などを内容とする「AFP強化のための声明案」が提案され、次回AFP会合で検討されることになった。

組織事項に関連する「パートナーとメンバーシップ」に関する作業部会では、AFPのパートナーやメンバーシップの明確化について討議された。▼AFPのメンバーは地理的に限定されるべきではない、▼事務局の役割はメンバーがAFPに何を望むかによる、▼ホームページを通じての情報共有は重要、▼他のイニシアテチブとは相互補完的であるべき、などの意見が取りまとめられ、全体会議に報告された。全体会議では、民間セクターの参加を促進すべきなどの意見が出された。

また、「作業計画」に関する作業部会では、昨年11月のAFP第3回実施促進会合においてパートナーからの提案を受けて討議された作業計画に関し、その様式・記載内容、策定から採択・実施に至る手続き、意思決定メカニズムのあり方等について討議が行われた。その中で、▼作業計画の策定・実施に当たっては関連の取組等との連携・協調を図るべき、▼より多くのパートナーが主体的に参画するとともに各パートナーの役割等が明確にされるべき、▼時間的な枠組や対象等が明確にされるべき、などの意見が出された。また全体会議では、各パートナーは他のパートナーとも協力しつつ自主的・積極的に作業計画を提案すべきなどの意見が出された。

森林火災予防、荒廃地復旧・再植林に関する討議

「森林火災予防」に関する全体会議では、◇東カリマンタン州西クタイ地区における森林火災対策も含めた村落行動ガイドライン、◇航空機を用いた森林火災消火、についての発表が行われた。また、作業部会においては、▼森林の焼き払いが行われるのは安上がりで簡単な農耕地の整備手法だからであり、これに代わる適切な手法の開発が必要、▼森林火災予防については既存のイニシアチブの目録作成が必要、▼民間セクターと政府との対話が必要、▼森林火災の原因は各地域で異なるためそれぞれの地域特有の取組が必要、などの意見が出された。

「荒廃地の復旧・再植林」に関する全体会議では、◇中国における六つの主要森林プログラム及び森林修復の課題について、また、◇ベトナムにおける民間造林企業による造林の取組について、それぞれ中国、ベトナムから発表が行われた。また、作業部会では、▼「荒廃地」の定義・分類を行ってそれぞれに応じた復旧・再植林の手法を特定すべき、▼活用可能な資金や復旧の目的に応じ、優先的に復旧・再植林を行う地域を特定すべき、▼荒廃地復旧・再植林に関する過去の研究・技術開発の成果を検証・整理すべき、▼荒廃地復旧・再植林に対する民間投資を促進すべき、などの意見が出された。

違法伐採に関する討議

違法伐採に関しては、AFP第3回会合を受けて実施されている①アジア太平洋地域における税関当局間の協力枠組の構築、②アジアFLEGT（森林法の施行及び貿易）、汎ASEAN木材認証イニシアチブ、ITTO等を含むアジア地域における既存の違法伐採対策イニシアチブ間の調和、③合法性の基準及び木材追跡システムの開発、の各々について作業計画の進捗状況が発表された。

また、インドネシアから違法伐採及び関連貿易に関する発表が行われた。これを受けて、インドネシア・マレーシアの越境丸太密輸に関し、インドネシア政府、NGOからマレーシア側の協力の重要性が指摘されたのに対し、マレーシアからは、マレーシアでは木材認証が義務化されていること、わずかの越境違法木材をことさら強調してマレーシアを批判するのは不適切であること、マレーシアも資金・人材には限りがあり、国境の監視を強化するのは困難であることなどを挙げて反論した。これに関連し、同問題を過小評価すべきではない、イ・マ両国の間でも二国間の了解覚書（MOU）を結ぶべきなどの発言があった。

AFP4の予定発表及び閉会式

閉会式に先立ち、日本政府からAFP第4回実施促進会合を本年12月8日から10日まで東京において開催予定であり、今回のワークショップの報告のほか、05年以降のAFPの具体的な活動方針等について討議される予定であることが発表された。

閉会式ではITTO事務局次長とインドネシア林業省森林保全・自然保護総局長より挨拶が行われ、今次ワークショップの成果を基にAFPの活動が強化推進されること、AFP4に向け作業計画の策定等が推進されることなどの期待が表明された。

違法伐採国際セミナー、インドネシアと欧州の取組

全国木材組合連合会の主催で昨年に続き第2回目の違法伐採国際セミナーが8月4日、東京の虎ノ門パストラルで開かれた。木材業界、NGO、研究者など100名が参加した。

ロシア、ブラジルなどとともに違法伐採問題が深刻なインドネシア。同国の木材産業の新たな取組を紹介するとともに、現地と国際社会が協調していかに有効な対策を図れるかを探るのが目的。司会は荒谷明日児・新潟大学教授が務めた。

インドネシアで全木材産業に合法材のみの利用を徹底させる目的で02年12月に設立されたのが「木材産業活性化機構（BRIK）」。このBRIKから出席したニョト・スハルトジョジョ氏は、違法伐採行為を生む社会的背景、政府の対策、合法木材の証明手続き、BRIKの役割などについて紹介。同国では現在、港湾出荷されるすべての木材は合法性を証明する文書とID番号が必要であり、BRIKがその承認を与える任を担っていることなどを説明した。

英国木材貿易連盟（TTF）のアンディー・ロビー氏は、熱帯材輸入側の観点から発表した。英国はじめ欧州各国では環境NGOからの突き上げを背景に、合法・認証材は市場の必須要件になりつつあり、合法木材貿易の行動規範も策定されたことなどを紹介。また、TTFが取り組む「インドネシアに対する行動計画」についても紹介した。（←セミナー全文）

http://www.zenmoku.jp/sinrin/index.html

緑の募金、国際緑化は46件

緑の募金を活用した緑のボランティア活動支援の対象に、平成16年は184件の事業が決まった。国土緑化推進機構が行う「緑の募金」助成総額は2億5800万円。

このうち国際緑化は46事業（内公募事業41件）。アジア、アフリカを中心に熱帯林保全や砂漠化防止などのほか、森林火災被災地の再生（モンゴル）、郷土樹種の育成（マレーシア）、復興支援植林（アフガニスタン）、寒帯林保全植林（ロシア極東）などの事業が含まれる。

難民救済、砂漠化防止を訴えて、列島縦断サイクルキャンペーン

スーダンから逃れてきた難民でひしめくキャンプ

アフリカのチャドとブルキナファソで砂漠化防止活動を行っているNGO「緑のサヘル」が、5月からスーダン人難民の支援を開始した。スーダン西部ダルフール地方での内戦激化を受け、大量の難民が隣国チャドに流入、その数は17万人にも達している。今年1月から国境地帯に次々と難民キャンプを開設している国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の要請を受け、キャンプ内で植林や改良カマドの普及などを行っている。超過密状態のキャンプでは、水と食糧の不足で死んでいく家畜の死骸が散乱する。疫病蔓延を防ぐため、そうした処理にも汗を流す。

こうした難民の窮状やサヘル地域の砂漠化の現状を訴えて支援を広げるために、「緑のサヘル」は列島縦断サイクルキャンペーンを実施中だ。8月初めから10月初めまで2ヵ月をかけ、北海道宗谷岬から鹿児島まで走り抜ける。95年、01年に続き3回目の試み。途中の町々では学校や集会所などで講演会を開き、支援の輪を広げている。（←緑のサヘル）

http://www.jca.apc.org/~sahel/

猛暑にも台風にも負けず快走中

ベトナム、ミャンマー、スリランカで
社会的弱者の自立を支援

（特活）ブリッジ エーシア ジャパン

キーワードは「技術」

ベトナム、ミャンマー、スリランカで広範な活動を行っている「ブリッジ エーシア ジャパン（BAJ）」は、1993年、「インドシナ市民協力センター」として設立された。翌94年に現名に改称、99年12月に特定非営利活動法人の認証を受けた。

ベトナムの障害児を支援したことがそもそもの設立のきっかけ。それを原点に、障害者、難民、女性、貧困層など社会的弱者の自立を応援する。活動のキーワードは「技術」。技術の習得を支援し、その技術を収入に結びつける場を提供する。そして「基盤整備」。地域の発展のために、住民参加を促しながら、学校や橋の建設、井戸掘削などを行う。

会員は個人約300名、団体15。東京に本部を置き、ミャンマーに4、ベトナムに1、スリランカに4箇所の事務所をもち、常駐スタッフを派遣している。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）や日本の政府系機関からの委託事業にも協力する。そうした委託金や補助金、寄付金等を財源に、事務費を含み年間2億2000万円規模（03年度）の事業を実施している。

ベトナムでの活動は、ホーチミンやフエなどの都市部で、低所得者地域の居住環境改善（ゴミ問題など）、障害者の自立支援（視覚障害者のマッサージ技術習得など）、障害児教育の支援、学校へ行けない子供たちの教室、親たちの識字教室などを実施する。ゴミ問題に関しては、日本の地方自治体の協力を得て数十台の中古ゴミ収集車両を寄贈したほか、地域住民によるゴミ分別の促進、子供たちの環境教育などを行っている。

また、99年から3年間、北部山岳地帯のカオバン省の村で植林事業を実施した。この地域は急峻な岩山が多く表土流出が著しい。そこで在来樹種を植えて土壌の保全を図った。

ミャンマーでは、西部ラカイン州で技術訓練施設を開設しバングラディシュからの帰還難民や女性、青年に技術訓練を行うとともに、学校や橋（中小172橋建設）などのインフラ整備を行っている。中央乾燥地帯のバガンでは、井戸の建設・修繕（合せて100以上）などを実施。

03年から活動を開始したスリランカでは、19年にわたる内戦終結後の復興支援を行う。北部の3箇所で帰還難民らを対象とした職業訓練、学校や公共のための施設・井戸の建設、またそうした建設現場での実地技術訓練などを行っている。

一方、国内での活動は、活動報告会やスタディーツアー、ベトナム料理教室やミャンマー裁縫教室の開催、現地の訓練生らが制作した製品の販売などを行って、活動地に対する理解を広める努力をしている。

◆

特定非営利活動法人ブリッジ エーシア ジャパン（BAJ＝Bridge Asia Japan）
〒151-0071 東京都渋谷区本町3-39-3 ビジネスタワー4階
TEL：03 3372 9777
FAX：03 5351 2395
Eメール：baj@jca.apc.org
URL：http://www.jca.apc.org/baj/

ベトナム北部カオバン省の山々は露出した岩石に覆われ、植生を阻害。こうした土地でも適応する樹種を選んで植栽や直播きを行った

裁縫指導（ミャンマー）

校舎建設（スリランカ、ムハタンクラム村）

☆プロジェクト追跡☆

ネパールで森林保全事業

（特活）ヒマラヤ保全協会

住民の完全自立による事業運営を目指して

ヒマラヤ保全協会とは

1963年に、前会長である川喜田二郎がネパールで文化人類学的調査を行いました。ネパールでは当時から人口増加に伴う森林劣化や地滑りが多発し、人々の生活に影響が出ていたため、74年にヒマラヤ技術協力会（ATCHA）を発足させ、ロープライン敷設などの技術協力を開始しました。86年にはヒマラヤ保全協会（以下、IHC）が設立され、93年にIHCとATCHAが合併し、現在に至っています。

なぜ森林が減っているのか

もともと住民は燃料用の薪、家畜用の飼料を森林から採取し、家畜を林内放牧して生活してきましたが、人口増加が進み、食糧増産のために家畜を増やし、耕地を拡大してきました。また、近代化に伴って、現金収入を得るために働き手である男性が次々と出稼ぎに出て行きました。その結果、村の担い手は体力的に劣る女性たちとなり、薪や飼料の採取、林内放牧などのすべてを集落周辺の森林で済ますようになったため、森林減少に拍車をかけてしまいました。

森林保全事業に対する考え方

IHCの特徴は、豊かで公正な地球社会を築いていくために、個々の環境・文化的特性を生かした地域活性化に取り組んでいることです。その活動はあくまで住民が主体であり、地域の真のニーズを見極め、住民自らの創造性を活かした事業を立ち上げ、結果を検証しながら進めるというものです。

当地における私たちの主要な活動である森林保全事業では、次の三つが活動の基本になっています。

① 若木の成長を促すために一定期間森林を囲い、家畜の侵入を防ぐ。

② 薪や飼料の採取を、森の再生力の範囲内に抑える。

③ ニーズに基づいて多様な樹種の植林をする。

苗畑支援

現在、IHCは、ネパール第二の都市ポカラから北西40キロメートル、ネパール中西部のアンナプルナ南麓の標高1500～2000メートルに位置するミャグディ郡で活動しています。

IHCは95年、ルムレ農業センターより、ナンギ、アウロ、ティコット、キバンそしてチトレの各村の苗畑を引き継ぎました（のち、チトレ村は植林が終了して閉鎖）。当時、同センターの苗畑事業は英国ODAによるプロジェクトであり、住民にその活動を委譲する段階になっていました。しかし、苗畑管理人の給与支払い、資材の供給など運営のすべてを住民だけで支える準備がまだできていなかったので、2003年度の自立を目標に、当面、IHCが住民の協力を得ながら事業を引き継いでいくことになりました。そして、IHCが苗畑の設備、備品、苗畑管理人給与等の経済的・技術的支援を、住民が管理運営を受け持ってきました。

森林保全事業の中間評価

IHCは99年度に、それまでの森林保全事業の中間評価を行いました。その結果、各村に苗畑が必要であると住民自身が意識していることがわかりました。生活に必要不可欠な様々な資源を提供する森林は、住民にとって有機的な生活サイクルの一部として存在するからです。一方、課題として浮かび上がってきたのは、外部からの支援に頼った苗畑運営では、住民の自立心が育たないというものでした。そこでIHCは、運営を資金的にサポートする一方、苗畑委員会の機能強化や苗畑管理人の技術向上を図り、同時に経済的自立に向けて苗畑基金の収入増加のための方策を展開していくことにしました。

現在実施中の4ヵ村の苗畑では、松（材木用）、アムリソ（箒の材料）、木蓮の一種（家畜の飼料）、アルゲリ（紙の原料）、ネパールハンノキ（材木用）など数十種類の樹種の苗木を毎年5万本近く供給し、植林が行われています。お茶やハーブ（薬用）などの苗も育てています。また、これらの苗木を販売し、苗畑基金の増資に努めています。

山の斜面を利用して棚状に整備されたIHCの苗畑と、苗畑管理人

完全委譲への段階的計画

IHCは、2003年度に再度、森林保全事業の評価を行いました。その結果、植林した共有林の面積は1500ヘクタールに達しており、緑の回復につれてシカやヒョウなど野生動物が戻ってきたこと、地滑りや土壌流出の防止などにも効果が現れてきていることがわかりました。

住民たちが努力を重ねた結果、技術的には何の問題もなく住民自らの力で苗畑・植林事業を遂行するという目標は達成しました。しかし、まだ経済的な自立という目標が残っています。そこで、住民の意見を最大限に尊重しながら次のような段階的計画を立て、運営の完全委譲を目指しています。

Ⅰ．04年度までの苗畑運営費はIHCが100％支援する。

Ⅱ．05～06年度は、必要な運営費の50％をIHCが支援し、残り25％ずつをIHCN（ヒマラヤ保全協会ネパール）と4ヵ村の住民が負担する。

Ⅲ．07年度からはすべてを住民が負担し、完全委譲を達成する。

IHCのプロジェクトにより回復した森林

新たな活動に向けて

対象の4ヵ村では植林は終了に向かいつつあり、今後は住民が継続的に森林を管理・利用する段階に移行します。この4ヵ村のフォローアップをいかに進めるかを考える一方で、新しい課題も存在します。それは、これらの村以外にも植林を必要としている地域が、現在のプロジェクト地の周辺にあることです。そうした新たな地域に対し、これまでの実績と経験を生かしながらIHCとしてどのような貢献ができるかを検討する時期に差しかかっています。

また、ネパールでは近年、マオイスト（ネパール共産党毛沢東主義派）の活動が活発化しており、IHCの事業にも影響が出始めています。そうした国内情勢もしっかりと見極めながら、さらなる活動に取り組んでいきたいと思っています。

文＝比留間和憲（特定非営利活動法人ヒマラヤ保全協会事務局）

ワールドレポート

●ヨルダン●森林率1%、乾燥した国土にマツ類など造林に努力

（社）海外林業コンサルタンツ協会　参与　岡部　廣一

1. はじめに

ヨルダン・ハシミット王国（以下単に「ヨルダン」という）は、シリア、イラク、サウジアラビア、イスラエルの国々に囲まれ、わずかに紅海のアカバ湾に面している。ヨルダンと地中海との間には山脈があり、西の地中海からの水分の多い風がさえぎられ、山脈の東側は乾燥し、砂漠になっている。同国北西部にはイスラエルとの間に、地球上で一番低く、また一番塩分濃度が高い死海が存在している。

死海湖岸の岩の上にできた塩の結晶

ヨルダンは、一部の高地を除き乾燥した国である。比較的降雨量の多い地域では、オリーブ、麦、ソルガム、タバコ等が栽培され、降雨量の少ない地域では放牧が主要な生業となっている。

ヨルダンは立憲君主国であり、2院制の議会を持ち、資本主義体制を堅持している。首都はアンマン。人口は約650万人で、その93%がイスラム教徒である。一人当たりのGNPは1650ドル（1996年）となっている。

2. 森林・林相

国連食糧農業機関（FAO）の「2000年世界森林資源評価」によると、ヨルダンの森林率はわずか1%に過ぎない。このように国土全体としての森林は非常に少ないが、北部の高地では森林は広範囲にわたって分布していた。

(1) 天然林の概況

ヨルダン国の農業省森林・原野局では、森林を針葉樹タイプ及び広葉樹タイプに区分している。針葉樹タイプの主要なものはアレッポマツ（*Pinus halepensis*）であり、この他、エンピツシーダの一種（*Juniperus phoenicea*）及びイタリアイトスギ（*Cupressus sempervirens*）を主体とする疎林がある。広葉樹タイプは乾燥地に強いコナラ属の森林が主で、アカシア、オリーブ、ナツメ属などの乾燥に強い樹木と混交林を形成している。

アレッポマツは、通常、標高550～1000㍍、年降雨量500～700㍉の地域に生育しており、多くはコナラ属の一種（*Quercus coccifera*）と混交している。エンピツシーダの一種は、標高850～1500㍍、年降雨量100～400㍉の乾燥した地域にピスタチオと共に点在する。イタリアイトスギは、標高1500㍍以上の乾燥した地域にあり、わずかに老木が点在している程度である。

コナラ属についてみると、*Q. coccifera* が同国北部ではアレッポマツと同様の標高、降雨量の地域に分布しており、南部では標高1100～1700㍍、年降雨量200～300㍉の乾燥した地域で他の広葉樹と混交している。この他のコナラ属を主林木とする林分は面積としては多くはない。天然のオリーブ（*Olea europea*）林が北部の森林地帯に総面積で410㌶ほど残っており、大事に保護されている。

この他の広葉樹としては、乾燥した土地に生育可能なアカシア属、ナツメの一種（*Ziziphus spina-christ*）がヨルダン渓谷などに自生し、また、砂漠の低地、ヨルダン渓谷の砂地などには、ギョリュウ属の潅木が群落を形成している。

ヨルダン南部、ダナのアレッポマツ造林地（20年生程度）

(2) 人工林の概況

2000年現在、ヨルダンには4万5000㌶の人工林がある。主要な造林樹種はマツ類であり、これにイトスギ類、コナラ類、アカシア類が加わる。年間の造林面積は1000㌶弱で、資金不足から造林は伸び悩んでいる。

森林・原野局は主要な道路の両側に街路樹を植えており、その樹種は多種にわたっている。雨量の比較的多いアンマンの周辺国道には、マツ類、イトスギ類、ユーカリ類、モクマオウ、キョウチクトウ等が列状に植えられている。一方、死海のあるヨルダン渓谷では、乾燥に強いアカシア類、*Parkinnsonia aculata*、*Prosopis sp.* 等が植栽されているが、放牧中の山羊により、樹皮に食害が見受けられた。

アンマン郊外の丘に25年生（1999年当時）のアレッポマツの造林地があり、平均胸高18㌢程度、樹高は14～15㍍程度に生長していた。この地方の造林地としては良好な成育をしていると説明を受けた。この林分はピクニックの対象地として利用されているが、入林者が多くなるに伴い山火事の危険が増大し、厳重な警戒がなされている。

同国南部のダナン地区でも、小面積ながらアレッポマツまたは *Acacia cyabophlla* の造林地を見ることができる。これらの樹種の生育は遅く、前者の林分を見たときに15年生位の造林地かと思ったら、実は27年生であると聞かされ驚いた。

以上の他、森林・原野局の道路沿い造林、農民による耕地防風林造成が行われている。

3. 造林方法

造林作業は、造林対象地の傾斜により異なる。平地の場合では、苗木の植付けの位置を決めると植え穴堀りが行われ、そこに植付けがされる。傾斜地においては、傾斜度10%以下の場合は植付け予定線を耕耘（こううん）して植え穴を堀り、傾斜が10%以上の場合はテラスを造成し、植え穴を掘って植栽する。

植付けの際、それぞれの苗木を中心にして直径1㍍位の円形の畝を作り、その畝の中に20㍑程度の潅水を行う。そして、植付けた年の1月から2月に2回ほど同量の潅水を行っている。

4. おわりに

以上に見てきたように、ヨルダンの森林面積は少なく、乾燥しているため樹木の生育は遅く、また、造林は困難である。前述のとおり潅水が必要であり、造林費がかさむことになる。だが、森林・原野局では毎年、造林を実施してきており、国土の環境保全に努力している。こうしたたゆまぬ努力により、同国の緑資源が少しでも増大することが望まれる。

センターの活動

林業NGO等活動支援事業の助成対象を決定

熱帯林の保全造成などを行っている林業NGOを対象として当センターが実施する本年度の助成について6月28日、審査委員会で検討の結果、以下の事業への助成を決定しました。

◇

〈国際NGO連携強化〉

NGOが開発途上地域における森林の保全・造成を推進するために、国際的な会議、ワークショップ等に参加する費用を助成するものです。

▼（特活）FoE Japan
第2回日中共同シンポジウム

◇

〈緑化プロジェクト形成調査〉

NGOが熱帯林造成等のプロジェクトを形成するために必要な調査費用を助成するものです。

▼（特活）環境修復保全機構
タイ国東北部における耐塩性樹木の植林による塩類土壌修復保全（フェーズ2）

▼（特活）草の根援助運動
インド・オリッサ州丘陵地帯の焼畑荒廃地における植生回復可能性調査

▼（特活）国際マングローブ生態系協会
ブラジル国パラ州におけるマングローブ保全協力

▼（特活）地域国際活動研究センター
東ティモール国における植林事業の新規形成に向けた調査

▼緑のサヘル
ブルキナファソ国スム県におけるアラビアゴム・プロジェクト形成調査

◇

〈カウンターパート受け入れ研修〉

NGOが相手国のカウンターパートを受け入れて日本国内で行う研修を支援するものです。

▼（財）オイスカ
タイ緑化プロジェクトリーダー研修

▼（特活）呼倫貝爾地域緑化推進協力会
呼倫貝爾地域植林プロジェクト推進のための人材育成事業

▼宮城県日中友好協会
吉林省緑化事業推進のための人材育成事業

CDM植林技術指針調査事業委員会を開催

CDM植林技術指針調査事業の本年度第1回目の委員会を6月30日に開催しました。昨年度の調査結果と、最近の小規模吸収源CDMの議論を踏まえ、今年度の調査実施計画、事業取りまとめについて検討を行いました。

人工林における天然更新技術に関する調査第1回委員会を開催

昨年度からスタートした「人工林における天然更新技術に関する調査」の本年度第1回委員会を7月15日に開催しました。冒頭各委員から、初年度の調査報告について改めて補足説明がなされた後、これを踏まえて今年度の調査箇所、調査項目等について検討を行いました。

SBSTA20報告会を開催

去る6月にドイツのボンで気候変動枠組条約第20回補助機関会合（SBSTA20）が開催されたことを受けて、当センターでは7月21日、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて同会合の報告会を開催しました。講師には政府代表団の一員として同会合に出席された林野庁計画課の赤木利行調査官をお招きしました。赤木調査官は、小規模な吸収源CDMの手続きの簡素化に関する議論の推移、その結果としての「ベースラインのモニタリングは不要」、「理事会は現実純吸収量計測のための簡易手法を開発」等、同会合での合意について説明されました。また、SBSTA20に先だって開催された第14回CDM理事会で、CDM植林プロジェクトの方法論等を検討する「植林ワーキンググループ」が設置されたことも報告されました。

「熱帯林業」編集委員会を開催

「熱帯林業」編集委員会を8月11日に開催し、61号の掲載原稿の最終検討と確定、続く62号の構成と掲載原稿の検討を行いました。なお、61号は9月25日に発刊されました。

CDM植林人材育成事業の海外研修を開催

CDM植林を推進するためのホスト国側関係者の育成及び能力開発を目的とした海外研修を8月20日～28日、インドネシアの西スマトラ州で開催しました。本研修には、フィリピン及びベトナムから各1名、またインドネシアからは地元ブキティンギ市の市長、西スマトラ州林業局長をはじめとして大学、民間企業、研究機関等より約70名が参加しました。研修では講義、実習それぞれにおいて参加者から熱心な質問が寄せられ、同事業への関心の高さを窺うことができました。

ホスト国の人材育成のための研修（インドネシア西スマトラ州ブキティンギにて）

その他の情報

★『国際協力NGOダイレクトリー2004』、国際協力NGOセンターより刊行

国際協力を行う日本の市民団体（NGO）の活動促進・強化を目的に、総合的な世話役としての活動を行っている（特活）国際協力NGOセンター（JANIC／旧名NGO活動推進センター）から、このほど『国際協力NGOダイレクトリー』2004年版が刊行されました。全国の国際協力市民団体の各概要と最新データを収録したこの要覧は2年置きに改訂・発行されているもの。04年版では、各団体の「インターン制度の有無」「総合的な学習の時間への対応」が加わったほか、「国際協力や開発に関するコースを持つ大学・大学院」などの新規情報も追加されています。NGOについて知りたい、活動に参加したい、NGOで働きたいといった関心を持つ人々に豊富な情報を提供する便利な一冊。国際協力NGOセンターから購入できます。

◇定価3000円（会員2400円）、送料別途300円。

◇申込方法は左記ホームページ参照。
http://www.janic.org/pr/dir.html

◇問い合わせ先
（特活）国際協力NGOセンター
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2-9-1 斉藤ビル5階
電 話＝03-3294-5370
FAX＝03-3294-5398

★タイ・マングローブ植林実行委員会「日・タイ友好マングローブ植林2004」

地球緑化行動（SDGF）研究会〈タイ・マングローブ植林実行委員会〉では、タイ国で現地の人々と共にマングローブを植える「日・タイ友好マングローブ植林2004」の参加者を募集しています。

◇

日程：11月17日（水）～11月22日（月）
植林地：タイ国パンガ県
費用：（成田空港発着）12万3千円
（関西空港発着）11万8千円
（福岡空港発着）12万2千円
定員：80名（定員になり次第締切）
企画：SDGF研究会〈タイ・マングローブ植林実行委員会〉
http://www.mangrove.gr.jp/

◇問い合わせ、申込みは直接、左記の旅行代理店まで。
近畿日本ツーリスト（株）神田法人旅行支店（担当：土屋、春山）
電 話＝03-3259-1127
FAX＝03-3259-1222

基金へのご協力

熱帯地域の森林造成に役立てて欲しいと次のご寄付をいただきました。

◆かねか（株）（井上剛輔社長）より、10万円のご寄付

◆（株）竹尾（竹尾稠社長）より、30万円のご寄付

◆藤間剛様（CIFOR研究員）より、1500円のご寄付

◆板橋区立熱帯環境植物館（小岩正幸館長）より、2万400円のご寄付

◆渡辺文子様より、ご夫君の故渡辺桂様のご遺志として15万円のご寄付

緑の地球

第14巻第4号（隔月発行）
平成16年9月30日発行

編集／緑の地球編集委員会
発行／(財)国際緑化推進センター　〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル3階
電話03(5689)3450　FAX03(5689)3360

国際緑化推進にご参加ください

個人、法人の賛助会員を募ります

かけがえのない地球を「緑豊かな地球」として未来に引き継いでいく——私どもの活動に積極的にご参加ください。

◆会　費：個人　1口　10,000円（毎年度）
　　法人　1口　100,000円（毎年度）

◆資　格：個人、法人、法人以外の団体、および地方公共団体

◆会員へのサービス

会員は、国際林業協力を推進するための情報提供、当センターが発行する出版物、および各種のサービスを受けることができます。

◆入会のお申込み先

〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12林友ビル
財団法人 国際緑化推進センター
電話／03-5689-3450　FAX／03-5689-3360

◆会費ご送金の方法

下記の銀行口座へお振込みください。
東京三菱銀行 春日町支店／普通口座 0496575
(財)国際緑化推進センター
理事長　塚本　隆久

熱帯林は毎年1230万ヘクタール減少しています。いま、世界中の人たちが力を合わせ、熱帯林の保全と造成に取り組むことが緊急に必要です。

財団法人国際緑化推進センターは、「熱帯林が提供する豊かな効用を未来にわたり持続的に享受していこう」との理念のもとに、熱帯林の保全・造成をはじめ国際緑化推進のため次のような事業に取り組んでいます。

- ●これからの国際林業協力を担う人材の育成と確保
- ●海外の森林、林業などに関する技術・情報の収集・提供
- ●NGO・民間団体などが行なう国際林業協力活動に対する支援
- ●国際緑化に関する普及啓発および国際林業に携わる人たちの交流活動の推進
- ●海外での植樹活動についてのご相談、ご協力

これら国際緑化推進センターの事業へ、国民の皆様、民間団体、企業などのご協力をお願いしています。

財団法人
国際緑化推進センター
〒112-0004　東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル
電話：03-5689-3450　FAX：03-5689-3360　E-mail：jifpro@jifpro.or.jp　URL：http://www.jifpro.or.jp/